

有床義歯料金

◇クラスプ、バー他

			製作技術料	材料料	70%		
M020	鑄造	双 大・大 小	14 K 金 合 金	260点	1,649点	182点	
			金銀パラジウム合金	260	894	182	
			コバルトクロム合金	260	5	182	
		子 犬・小 小	14 K 金 合 金	260	1,341	182	
			金銀パラジウム合金	260	699	182	
			コバルトクロム合金	260	5	182	
	鉤	二腕鉤 (レスト付き)	大 白 歯	14 K 金 合 金	240	1,341	168
			金銀パラジウム合金	240	614	168	
			コバルトクロム合金	240	5	168	
		犬 小 白 歯	14 K 金 合 金	240	1,030	168	
			金銀パラジウム合金	240	534	168	
			コバルトクロム合金	240	5	168	
前 (切 歯)	14 K 金 合 金	240	793	168			
	金銀パラジウム合金	240	495	168			
	コバルトクロム合金	240	5	168			
M021	線 鉤	双 子 鉤	14 K 金 合 金	227	780	159	
			不 銹・特 殊 鋼	227	6	159	
		二 腕 鉤 (レスト付き)	14 K 金 合 金	159	603	111	
			不 銹・特 殊 鋼	159	6	111	
レ ス ト 無	不 銹・特 殊 鋼	134	6	94			
M021-2	コ ン ビ ネ ー シ ヨ ン 鉤	※ 1	前 歯	246	248	172	
			犬 歯・小 白 歯	246	267	172	
			大 白 歯	246	307	172	
		※ 2	前 歯	246	30	172	
			犬 歯・小 白 歯	246	30	172	
			大 白 歯	246	30	172	
※ 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上)線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合							
※ 2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合							
M021-3	磁 性 ア タ ッ チ メ ン ト	キーパー付根面板を用いる場合	550	※	385		
		※材料とキーパー料の合計により算定する ・金銀パラジウム合金 大白歯 614点 前歯・小白歯 449点 ・銀行金 大白歯 614点 前歯・小白歯 449点 ・キーパー 233点					
M022	間 接 支 台 装 置		111	-	78		
M023	鑄 造	金銀パラジウム合金	458	1,434	321		
		コバルトクロム合金	458	18	321		
	屈 曲	不 銹・特 殊 鋼	268	30	188		
	保 持 装 置		62	-	43		

◇熱可塑性樹脂有床義歯

			製作技術料	材料料	70%
M018	仕 局 部 上 義 歯 げ	1 歯 ~ 4 歯	624点	37点	437点
		5 歯 ~ 8 歯	767	37	537
		9 歯 ~ 11 歯	1,042	37	729
		12 歯 ~ 14 歯	1,502	37	1,051
		総 義 歯	2,500	37	1,750

◇有床義歯(レジン床)

			製作技術料	材料料	70%
M018	仕 局 部 上 義 歯 げ	1 歯 ~ 4 歯	624点	2点	437点
		5 歯 ~ 8 歯	767	3	537
		9 歯 ~ 11 歯	1,042	5	729
		12 歯 ~ 14 歯	1,502	7	1,051
		総 義 歯	2,420	10	1,694

◇乳歯冠・小児保険装置

			製作技術料	材料料	70%
M016	乳 歯 冠	1 乳歯金属冠の場合	200点	30点	140点
		2 その他の場合	390	1	273
M016-2	小 児 保 険 装 置		600	-	420
M016-3	既 製 金 属 冠		200	29	140

※乳歯に対してジャケット冠を装着する場合。人工歯料を別に算定。

◇その他

			製作技術料	材料料	70%
M026	補 綴 隙		65点	1点	46点

◇修 理

			製作技術料	材料料	70%
M029	有 床 義 歯 修 理		260点	1点	182点

◇有床義歯内面適合法

			製作技術料	材料料	70%
M030	軟質素材を用いる場合		1,200点	※	840点
	※シリコン系166点、アクリル系99点				

◇人工歯科

M014 M017 M018 M019	材 料	前 歯 部		白 歯 部	
		両 側	片 側	両 側	片 側
	レ ジ ン 歯	24点	124点	24点	12点
	スルフォン樹脂 レ ジ ン 歯	62	31	87	43
	硬質レジン歯	58	29	73	37
	陶 歯	187	94	101	51

歯科診療報酬点数表

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通 則

5. 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の30である。

この分析表は、上記通則5に基づき、製作技工に要する費用の割合を70%とした場合の点数を算出したものである。

- 注1. %は製作技術料についてのもので少数第1位で四捨五入した。
- 注2. 材料料とは特定保険医療材料のことである。
- 注3. 1点は10円であり、材料料を加算したものが合計請求額となる。

点数分析表(参考)

2024年(令和6年)6月1日実施
公益社団法人 日本歯科技工士会